

会 議 録

1 会議の名称	総務常任委員会
2 日 時	令和 7年 6月16日 (月) 午前 9時30分 開会 午前 9時58分 閉会
3 場 所	全員協議会室
4 出 席 者 (6人)	多田 巖 森尾 武史 中山 真由美
	前田 秀資 八島 満雄 大垣 真一
5 欠 席 者	勝又 澄子
6 説 明 員	なし
7 傍 聴 者	5人
8 事 務 局	次長 主任主事 主事補
9 会議のてんまつ	別紙のとおり

議 題 陳情第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書を国に提出する
ことを求める陳情
結 果 採 択

午前9時30分 開会

○委員長【埴田巖議員】 ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

これより、本委員会に付託されました案件の審査に入ります。会議は、配付してあります次第により進行いたします。

初めに、「陳情第4号、地方財政の充実・強化を求める意見書を国に提出することを求める陳情」を議題といたします。

本件につきましての各市の状況、本市の状況等につきましては、配付した資料のとおりです。

それでは、本件について意見等をお願いいたします。

○委員【中山真由美議員】 それでは、私から、陳情第4号について意見を述べます。

本陳情提出者の陳情内容につきましては、社会保障の維持確保、人への投資を含めた地域活性化、自治体DX化、脱炭素化、防災・減災、物価高騰対策、地域公共交通の再構築など、さらには子育て、医療、介護や虐待防止、生活困窮者支援などの対応できる制度と人材の確保・育成などの整備を求められていることについて御意見があることは理解いたしますが、国におきましても様々な対策を講じているところでありますので、国の動向を注視していくこととまいります。

以上のことから、本陳情につきましては反対の意見といたします。

○委員【八島満雄議員】 「陳情第4号、地方財政の充実・強化を求める意見書を国に提出することを求める陳情」について、意見を述べます。

陳情者の趣旨では、公共団体は急激な高齢化社会の到来を受け、子育て、医療、介護など社会保障制度の整備が急激に対応を求められて、人口減少をにらんだ地域活性化対策や脱炭素化を目指した環境対策、デジタル化に対応した施策の充実など極めて多岐にわたる役割が求められていることを指摘しております。

地方自治体が地域の実情に合わせて行政サービスを的確に提供し、住民福祉の向上を図ることは、至極当然なことであり、安定的な財政基盤の確保は不可欠なこととなります。ここ近年の人口減少や高齢化の進展は、医療、介護、子育て支援など自治体が担うべき行政サービスは広範囲にわたり、その質と量が一層求められております。しかし、現実には多くの自治体が財源不足に陥り、住民ニーズに応えるための事業縮小をせざるを得ない状況にあります。どの自治体からも、財源がない、金がないでの窓口の対応は、住民からの行政施策の無策とすら言われ、市民生活の将来への懸念が広がりを見せております。

このような中、陳情者が求めている国が責任を持って地方交付税や補助金等の充実を図り、地方自治体の自立的な財政運営を支援することは大変重要なことで

あります。したがって、本陳情にあるとおり、国に対して地方財政の充実・強化を求める意見書の提出は、住民の命と暮らしを守る責任ある地方自治体として当然の権利でもあり、また、必要な行動と考えます。

国が責任を持って地方に必要な財政措置を講じるよう強く求め、地方の持続可能な発展と住民サービスの充実を実現するためにも本陳情に賛成の意見とします。

○委員【前田秀資議員】 この陳情の御趣旨はおおむね理解するところでありますが、福祉、教育、道路や河川等の社会基盤の整備をはじめ、国民生活に密接に関連する行政はその多くが地方公共団体の手で実施されており、今後も地方公共団体が担うべき役割に応じた財源の確保が重要です。したがって、その必要性は、地方公共団体が一番深く認識しているところではないかと思えます。

国の令和7年度予算では、いわゆる100万円の壁に関わる令和7年度の地方交付税の減収影響を含めても適切に地方財源を確保していることに加え、臨時財政対策債は平成13年度の創設以来初めて新規発行額ゼロとなるなど、地方財政の健全化にも着実に取り組んでいます。多岐にわたり地方財政にも配慮した予算となっていると考えています。引き続き国全体の財政の安定性を重視し、慎重な財政運営が図られるものと理解しております。したがって、積極的にこの陳情を採択することには賛成できないと思えます。

以上です。

○委員【森尾武史議員】 それでは、私からも地方財政の充実・強化を求める意見書を国に提出することを求める陳情に賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

現在、日本は、少子高齢化、人口減少、社会保障の増大といった多くの課題に直面しており、医療、介護、子育て支援、生活困窮者支援といった基本的な社会保障サービスの担い手として地方自治体の役割はかつてないほど拡大しています。しかし、現行の財政制度ではそのような行政需要の増加に十分対応できているとは言えず、結果として住民サービスの質の低下や職員の過度な負担にもつながっています。ここ伊勢原市においても、令和7年度は大変厳しい予算立てとなっている状況でもあります。一般財源の充実や地方交付税の法定税率の引上げ、さらには財源の移譲など、安定的かつ柔軟な地方財政の確保が不可欠です。

また、地域課題の解決には専門性と継続性を持った人材が不可欠です。正職員はもちろん、会計年度任用職員をはじめとした非正規職員の安定雇用や処遇改善にも、明確で継続的な財政措置が必要です。国の基準を超える手当を理由に特別交付税の減税が続くことは、地方の自主性を損ない、地域事情に即した対応を妨げます。これらの減税措置は速やかに改善すべきと考えます。

そして、自治体DXやカーボンニュートラル、地域公共交通の維持・再構築など、国が掲げる政策目標の多くは、実行段階では地方自治体が中心となります。これらの実行には多くの費用や人件費、システム運用コストなどが必要ですが、地方自治体はその全てを自己負担することは非現実的です。

また、地方創生推進費についても、現行の政策効果や行政需要に不可欠な財源

である以上、一時的な措置にとどめず、恒久的な制度として確立すべきです。

以上、地域の実情に応じた持続可能な行政体制を構築し、住民の安全と生活を守るためには、地方財政の充実と強化が不可欠です。地方自治体が直面する課題の深さとその多様性を鑑みると、今回の陳情に記された内容は妥当であると考え、本陳情に賛成いたします。

以上です。

○委員長【冨田巖議員】 ほかに発言はありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。なお、採択に賛成でない方は不採択とみなします。本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○委員長【冨田巖議員】 挙手多数。よって、本件は採択することに決定いたしました。

議 題 陳情第5号 日米地位協定の抜本改定を求める意見書を国に提出
することを求める陳情

結 果 採 択

○委員長【冨田巖議員】 次に、「陳情第5号、日米地位協定の抜本改定を求める意見書を国に提出することを求める陳情」を議題といたします。

本件につきましての各市の状況、本市の状況等につきましては、配付した資料のとおりです。

それでは、本件についての意見等をお願いいたします。

○委員【中山真由美議員】 それでは、陳情第5号について意見を述べます。

本陳情提出者の陳情内容につきましては、沖縄の米兵による女性暴行事件や海老名市、綾瀬市に米軍のヘリコプターが臨時着陸するなど、いずれの事案においても日米地位協定に日本国内法の適用が最優先される原則が確立されていない問題を提示されており、様々な御意見があることは理解いたしますが、日米地位協定は日米安保条約で締結され、日米安全保障体制にとって重要と考えます。

見直しが必要などあることは承知しておりますが、国におきましても様々な対策を講じているところでありますので、国の動向を注視していくこととしてまいります。

以上のことから、本陳情については反対の意見といたします。

○委員【八島満雄議員】 「陳情第5号、日米地位協定の抜本改定を求める意見書を国に提出することを求める陳情」について、意見を述べます。

陳情者は、日本国民の長年の念願としての日米地位協定の不平等な部分の実態を改める改定を申し述べております。現在の日米協定においては、米軍関係者が日本国内で事件や事故を起こしても、身柄をアメリカ側が拘束したままで、日本の独立国家としての司法主権が制限されていることに、長い間、多くの国民が不信感を抱いてきた事実があります。ドイツなどのように、米軍関係者が犯罪を犯した場合は、原則としてドイツ側が第一に裁く権利を持っています。日米関係は互いにとって対等で健全な関係を構築していくことは、反米ではなく、日本側の正当な要望として丁寧に伝え、ある種の見直しが進むことは、むしろ、日米の長期的な信頼関係が強化されるものと思います。アメリカも他国との関係では柔軟な対応をしており、日本国が今までのように不利な立場にいる必要はないと考えます。

沖縄など米軍基地が集中している地域では、飛行機の発着の騒音や事故に対する不安も多く、住民との信頼関係を築くためには、公平で公正である透明な制度が必要であると考えます。その意味で地位協定の見直しは日米同盟の信頼性を高めるものと思います。

日米地位協定の改定について、日米同盟の重要性は理解できますが、日本の主権や国民の生命や安全を守るためには、現在の協定に柔軟で建設的な一定の見直しの改定が必要と考えます。

以上の理由から、陳情者の国に提出することを求める陳情に賛成の立場で意見を述べます。

以上です。

○委員【前田秀資議員】 本陳情に係る日米地位協定について、アメリカとの対話の必要性は認めるところでございますが、対話をする上で必要な日本全体をどのように考えるのか、あるいは国防、外交をどのように考えるかという、しっかりした基軸が、戦後80年たっても、いまだ地についておりません。対話するにはその辺がしっかりしておりませんと、結果を見ることができないのと同時に、現在の国際情勢を考えてみますと、今その時期なのかということによって非常な懸念を覚えるわけでございます。したがって、この陳情を直近で採択することには賛成できません。

以上でございます。

○委員【森尾武史議員】 それでは、私も「陳情第5号、日米地位協定の抜本改定を求める意見書を国に提出することを求める陳情」に対して、一定の妥当性があると判断し、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

現行の日米地位協定は、日米安全保障体制の根幹をなす大切なものであり、陳情内容にある抜本改定となると、その見直しには大変な慎重さと国際的配慮が求められます。しかし、陳情内容にもあるとおり、沖縄県や神奈川県をはじめ、全国各地で米軍関係者による事件、事故が散発しております。こうした事案の多くは、日本の警察や司法当局が直ちに捜査に入れなかったり、容疑者が基地内に保護されてしまったりといった、住民感覚からすれば極めて不自然な対応が続いているのが実情です。これにより被害者の法的救済が遅れるケースもあり、国民の間に不信感があることは否定できません。

これまで現行協定の下でも、運用改善や補足合意によって不平等の是正が試みられてきました。例えば1995年の刑事手続に関する合意によって、重大犯罪に関しては起訴前に引渡しを好意的考慮の対象となりましたが、あくまでアメリカ側の裁量によるものであり、主権国家としての法の適用という意味では、なお不十分との指摘が根強くあります。

また、ドイツやイタリアとの地位協定では、自国の主権の下で米軍関係者に対する国内法適用が原則とされており、日本の現状が例外的に見えることも事実です。

こうした比較を踏まえ、また、今後の日米関係の将来を安定させるためにも、制度面での対等性を高めることは成熟した同盟関係を築くための一歩と捉えるべきではないでしょうか。

日米同盟の重要性を認めつつ、真のパートナーシップを構築するために、また、日本国民、神奈川県民、伊勢原市民の安全と主権の尊重を求める立場から、伊勢原市議会から、日米地位協定の見直しを国に対して慎重かつ冷静に働きかけるような意見書を提出することは一定の意義があるものと考え、私の賛成意見といたします。

以上です。

○委員長【埴田巖議員】 ほかに発言はありませんか。（「なし」の声あり）
なしと認めます。

これより採決いたします。なお、採択に賛成でない方は不採択とみなします。
本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○委員長【埴田巖議員】 挙手多数。よって、本件は採択することに決定いたしました。

議 題 陳情第8号 消費税のインボイス制度の廃止を求める意見書提出
の陳情

結 果 不採択

○委員長【茅田巖議員】 次に、「陳情第8号、消費税のインボイス制度の廃止を求める意見書提出の陳情」を議題といたします。

本件につきましての各市の状況、本市の状況等につきまして、配付した資料のとおりです。

それでは、本件についての意見をお願いいたします。

○委員【中山真由美議員】 それでは、陳情第8号について意見を述べます。

本陳情提出者の陳情内容につきましては、物価高騰、人材不足の中で、中小企業やフリーランスの方の経営環境が厳しい状況であるとのことですが、消費税のインボイス制度の廃止を行うことで経営がよくなるとは一概には考えにくい状況であります。

インボイス制度につきましては、個人事業主、フリーランスによる所得税と消費税の確定申告が必要になり、様々な御意見があることは理解いたします。国といたしましては、正しく消費税額や消費税率を申告しているのか、把握していく必要があることも重要と考えますので、国の動向を注視していくこととしてまいります。

以上のことから、本陳情については反対の意見といたします。

○委員【八島満雄議員】 それでは、「陳情第8号、消費税インボイス制度の廃止を求める意見書提出の陳情」について意見を述べます。

このインボイス制度なるものは、消費税の適正な課税と公平な税負担を実現するための重要な制度であると考えます。インボイス、つまり、適格請求書を発行することは、取引内容が明確になり、仕入れ税額控除の根拠が明確になります。取引関係先も安心して帳簿処理ができ、経営会計の透明性は高まります。特に、中小企業やフリーランスにおいても信頼できる事業者であることが証明されます。

陳情者のインボイス発行事業者ではない事業者からの仕入れでは、税額控除ができないため、不当な値引きを押しつけられる制度であるとのことや、インボイス事業者になると、消費税の申告や納付が義務づけられるという負担の説明ですが、そのことはインボイス制度そのものの制度の欠陥とは考えられません。国際的にも多くの国々では、付加価値税制度の中で、インボイス制度は当たり前導入されています。ゆえに、このインボイス制度の導入に当たり、税制度の信頼性、整合性が問われる日本の税制が、国際基準に適合するために必要なことでもあります。

これまでの簡易な仕入れや税額控除方式では、課税免税事業者間の不公平や不透明な取引が存在していることが分かってきました。これまでは免税事業者でも実質的に消費税分を価格に上乗せして請求し、その税を納めていなかったため、変なもうけ額が発生していました。結果的には、一部の事業者のみに有利な状況

が生まれてきたことにもなります。インボイス制度はこのように実際に税を納めている課税事業者にとっての不公平な部分を是正するものであると考えます。

このインボイス制度は、事業者間の取引が透明になり、正確な消費税の申告、納税が明確になるということでありまして、制度の導入に当たり、小規模事業者への支援策や経過措置も講じられ、配慮もされていると思われまます。制度の廃止を求めるのではなく、必要な支援策の拡充と制度を定着させていくことが建設的と判断します。

以上の理由から、廃止を求める意見書の提出には反対いたします。

○委員【前田秀資議員】 本陳情における納税とそのための実務という二重の負担が生じているという事実は私も認識しているところでございます。しかしながら、消費税法は、平成元年に創設され、社会変化に応じて変遷してきたわけがあります。税収確保を主な目的とした点は他の税目と同じでございますが、特に高齢化社会への対応や社会保障費の確保、税の累積控除の正確性を確保するための変遷であったことは一つの特徴となっております。

ところが、過去の問題としまして、消費税創設時からの問題点として、6割強の事業者が免税事業者となっていました。消費者の払った消費税相当額が国庫に入っていないのではないかという消費税に対する疑念が国民の大きな問題になっていました。このため、こういった点を解消するために発足したのがインボイス制度だと思います。

しかし、インボイス制度導入の目的とその実態、電子インボイス、すなわちデジタル化、あるいは帳簿の価値向上などを考えますと、それを改良していくことが何よりも必要であり、本陳情のように、インボイス制度を廃止ということには賛成できません。

以上でございます。

○委員【森尾武史議員】 では、私からも「陳情第8号、消費税のインボイス制度の廃止を求める意見書提出の陳情」に対し賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

インボイス制度は、本来、適格請求書を通じて事業者間取引の透明性を高め、消費税の公平な徴収を実現するために導入されました。その理念自体には一定の合理性があり、制度によって経理の正確性や納税の適正化が図られることは理解できます。しかし、その副作用は大きく、特に小規模零細事業者に対して深刻な影響を及ぼしているという点は無視できるものではありません。

インボイス制度に対応するには、番号取得から帳簿、請求書の変更、税額計算の精密化など、多くの新しい対応が求められます。とりわけ零細事業者にとっては人員も時間も限られており、外部委託をすればコストがかさみ、内製化すれば営業時間や本業の時間が削られてしまいます。こうした事務コスト格差は結果的に小規模事業者を経済活動から排除する構造を生んでいます。

また、免税事業者はインボイスの登録をしない限り、仕入れ税控除額の対象から外れるため、取引先から登録するか、値引くかという圧力を受けやすくなりま

す。登録すれば新たに消費税の納税義務が発生し、登録しなければ事実上、市場からはじかれる。この選択を迫られるのは、地域の農家や個人商店、文化芸術関連のフリーランスなど、地域経済と多様性を支える人たちです。国の制度が中小零細企業を市場からフェードアウトさせかねない状況は大きな問題です。制度対応が生き残りの条件というのは、彼らにとっては大きな重荷であり、税の公平性という大義の下に特定の層だけが犠牲になる構図となっています。

また、インボイス制度によって税収が増加するのは国ですが、その反動で地域経済の消費や投資が冷え込めば、法人市民税や固定資産税などの地方税収が減少します。その損失を地方交付税で補えばよいという論理では、自治体の持続的な自主性を損なう結果となります。

インボイス制度の影響を大きく受ける中小零細事業者の方々は、たとえ規模は小さくても、地域経済を回し、本市を支える大切な存在ではないでしょうか。彼らが消えてしまうと、商店街の空洞化、公共交通の利用者減、地方税収の減少といった静かな崩壊を招きます。現時点では地域社会に対して持続可能性を損ねる制度と言わざるを得ません。

私たち地方議会には税制そのものを改定する権限はありませんが、現場の声を国に届ける権利と責任は確かにあります。理念と現実の乖離が大きい現行のインボイス制度に対し、見直しを国に求める声を上げるべきと考え、本陳情の賛成意見といたします。

以上です。

○委員長【茅田巖議員】 ほかに発言はありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。なお、採択に賛成でない方は不採択とみなします。本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○委員長【茅田巖議員】 挙手少数。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告の作成につきましては、正副委員長に御一任いただきたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長【茅田巖議員】 御異議ありませんので、正副委員長で作成の上、本会議に報告いたします。

以上をもちまして、総務常任委員会を閉会いたします。

午前 9 時 5 8 分 閉会

上記会議録は事実と相違ないので署名する。

令和 7 年 6 月 1 6 日

総務常任委員会

委員長 笈 田 巖